

# 平成27年度 狩猟免許試験実施要領

## 1 日 時

別紙1のとおり

## 2 初心者

### (1) 受験資格

石川県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者。

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という）第40条第5号の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消し日から3年を経過しない者

ウ 20歳未満の者（試験日現在）

ただし、網猟及びわな猟にあつては、18歳未満の者（試験日現在）

エ 統合失調症者、そううつ病者、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかっている者

オ 麻薬、大麻、アヘンまたは覚せい剤の中毒者

カ 自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

### (2) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、すべての試験科目に合格した者に対し、狩猟免許を交付するものとする。

ア 知識試験は、次の科目について行う。合格基準は正解率70%以上（30問中21問以上正解）とする。なお、知識試験の合格者について、適性試験及び技能試験を行う。

- ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- ・ 鳥獣の判別
- ・ 猟具の取扱い
- ・ 鳥獣の保護管理に関する知識

イ 適性試験は、視力・聴力・運動能力について行う。合格基準については別紙2のとおりとする。

ウ 技能試験は、次の科目について行う。合格基準については正解率70%以上（100点満点の70点以上）とする。

- ・ 猟具の取扱い
- ・ 鳥獣の判別
- ・ 距離の目測（第一種猟銃、第二種猟銃に限る）

### (3) 受験手続きの際、提出する書類

受験しようとする狩猟免許の種類ごとに次のア～エを提出する。

ア 狩猟免許申請書

イ 医師の診断書（申請書提出日以前の3カ月以内に診断されたもの）

(1)のエ、オ及びカに該当しない旨を証明するもの（同一実施回に複数の狩猟免許試験を

受験する者は、原本を1部及び残りを写しとすることができる。)

なお、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定により、所持許可を現に受けている場合は、診断書の代わりにその許可証の写しでもよい。

ウ 写真及び返信用封筒

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚(裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの)及び82円分の郵便切手を貼付した返信用封筒(申請者本人宛の郵便番号、住所、氏名を記入したもの)

エ 狩猟免許手数料

5,200円分の石川県証紙

(4) 狩猟免許申請書等の受付期間及び提出先(別紙1参照)

申請期間中に住所地を管轄する農林総合事務所(管理部)に提出すること。

### 3 経験者

(1) 受験資格

現に所持している狩猟免許の有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者で、2の(1)のエ、オ及びカに該当しない者。

(2) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とする。

知識試験は、猟具の取扱いについて行う。合格基準については正解率70%以上(10問中7問以上正解)とする。なお、知識試験の合格者について適性試験及び技能試験を行う。

適性試験、技能試験については2-(2)のイ、ウに同じ。

(3) 受験手続きの際、提出する書類

受験しようとする狩猟免許の種類ごとに次のア～エを提出する。

ア 狩猟免許申請書

イ 医師の診断書(2の(3)のイに同じ)

ウ 写真及び返信用封筒(2の(3)のウに同じ)

エ 狩猟免許手数料

3,900円分の石川県証紙

(4) 狩猟免許申請書等の受付期間及び提出先

2の(4)に同じ

### 4 その他

(1) 受験者の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとする。

(2) 受験者は、筆記用具等を持参すること。

(3) 技能試験を行うので野外実習に適した服装で出席すること。

\* 合格者は試験を実施した日から2週間以内にホームページで受験番号を公表し、別途、郵送で通知するものとする。

## 平成27年度 狩猟免許試験の日程及び申請書等の提出先

## 1. 日 程

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
平成27年6月8日(月) 午前10時から	平成27年5月1日(金)から 平成27年5月25日(月)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎 第1105会議室	県 全 域
平成27年7月28日(火) 午前10時から	平成27年6月17日(水)から 平成27年7月14日(火)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ 中ホール	〃
平成26年9月19日(土) 午前10時から	平成27年8月10日(月)から 平成27年9月4日(金)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センタ ー 本館第1研修室	〃
平成28年2月16日(火) 午前10時から	平成28年1月6日(水)から 平成28年2月2日(火)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ 中ホール	〃

## 2. 申請書等の提出先

名 称	管轄市町	所在地	電話番号
南加賀農林総合事務所管理部	小松市、加賀市、 能美市、川北町	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川農林総合事務所管理部	白山市、野々市市	白山市馬場2丁目113番地	076-276-0528
県央農林総合事務所管理部	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町	金沢市戸水2丁目30番地	076-204-2100
中能登農林総合事務所管理部	七尾市、中能登町、 羽咋市、宝達志水町、 志賀町	七尾市小島町二部33番地	0767-52-2583
奥能登農林総合事務所管理部	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2320